【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案】

## <趣旨>

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、こともが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設は施設型給付費や地域型保育給付費を受け取ることができる。これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、市の条例による運営に関する基準を満たす必要があることから、内閣府令をもとに当該基準を定めるもの。

※【従】:従うべき基準 【参】:参酌すべき基準

項目	委任の 種類	当市の 方針	当市該当条文
(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準			
(Ⅰ)利用定員に関する基準			
〇 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)(以下「法」という。)第 27 条第 1 項の確認を受ける 保育所、認定こども園については、利用定員 20 名以上とする。	【従】	国基準のとお	4条
〇 利用定員は、子ども・子育て支援法第 19 条に掲げる区分ごとに利用定員を定めるものとする。	【従】	り	4条
(Ⅱ)運営に関する基準			
○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定 教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	【従】	国基準のとお	5条
〇 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	【従】	り	6条
○ 特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園)は、1号認定こどもの総数が利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	【従】		6条
○ 特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)は、2号又は3号認定こどもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	【従】		6条
○ 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	【参】		6条

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	委任の 種類	当市の方針	当市
○ 特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	【従】	/] 水[	7
○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめることとする。	【参】		8
○ 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。	【参】		9
〇 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	【参】		10
○ 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に 提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	【参】		1
○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	【参】		12
○ 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	【従】	国基準	13
○ 特定教育・保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定 教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範 囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	【従】	のとお り	13
<ul> <li>○ また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 食事の提供に要する費用</li> <li>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul>	【従】		13

TT	委任の	当市の	当市該
項 目	種類	方針	当条文
〇 特定教育・保育施設は、上記のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者 に支払いを求めることが適当である便宜について、かかる費用の額の支払を受けることができる。	【従】		13条
〇 特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	【従】		13条
<ul> <li>○ 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</li> <li>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</li> <li>② 認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない)</li> <li>③ 幼稚園 幼稚園教育要領</li> <li>④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</li> </ul>	【従】	国基準のとお	15条
〇 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	【参】	9 C 83	16条
○ 常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的格な把握に努め、子ども又は保護者に対し、 その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	【参】		17条
〇 職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	【参】		18条
<ul> <li>○ 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> </ul>	【参】		20条

項 目	委任の	当市の	当市該
	種類	方針	当条文
⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額			
⑥ 認定区分ごとの利用定員			
⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項			
⑧ 緊急時等における対応方法			
③ 非常災害対策			
⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項			
⑪ その他重要事項			
○ 特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。	【参】		21条
○ 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、 この限りでない。	【参】		22条
○ 特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用	[会]		00 🕏
者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 い。	【参】		23条
〇 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的 取扱いをしてはならない。	【従】	国基準	24条
〇 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	【従】	のとお	25条
〇 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)の長たる管理者は、児童福祉法第47条第		り	
3 項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を	【従】		26条
辱める等権限を濫用してはならない。			
〇 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。			
また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよ	【従】		27条
う必要な措置を講じなければならない。			
○ 提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	【参】		28条
〇 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	【参】		29条

項  目	委任の	当市の	当市該
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	種類	方針	当条文
○ 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措 ※ 大きないできる。 ************************************	【参】		30条
置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。			
〇 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して 市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。	【参】		30条
○ 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。			
① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること			
② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員	【従】	国基準	32条
に周知徹底する体制を整備すること		のとお	
③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと		り	
○ 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を	【従】		32条
行うとともに、必要な措置を講じなければならない。			
〇 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	【従】		32条
〇 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。	【従】		32条
〇 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	【従】		33条
〇 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	【参】		34条
(Ⅲ)特例施設型給付費に関する基準			
〇 特別利用保育を提供する際には、子ども・子育て支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守すること。	【従】		35条
│			
どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	【従】	国基準のとお	35条
〇 特別利用教育を提供する際には、子ども・子育て支援法第34 条第1項第2号に規定する基準を遵守すること。	【従】	0) C 83	36条
〇 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる利用中の子 どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	【従】		36条

【特定教育·休育施設及∪特定地域空休	委任の	当市の	当市該
·····································	種類	方針	当条文
2)特定地域型保育事業の運営に関する基準			
(Ⅰ)利用定員に関する基準			
〇 利用定員については以下のとおりとする。			
①家庭的保育事業 1 人以上5人以下	【従】	国基準	37条
②小規模保育事業 A 型及び B 型 6 人以上 19 人以下	L1XE J	国を学	3/未
③小規模保育事業 C 型 6 人以上 10 人以下④居宅訪問型保育事業 1 人		0 C 83	
〇 上記定員は、事業所ごとに満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるも	【従】		37条
のとする。	L1XE J		3/未
(Ⅱ)運営に関する基準			
〇 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して	【従】		38条
説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。			30未
〇 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これ	【従】		39条
を拒んではならない。	L1XE J		39 来
〇 特定地域型保育事業者は、利用の申し込み数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及	【従】	国基準	39条
び家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	L1XE J	国を学のとお	39 未
〇 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切	【参】	り(ただ) し、当市	39条
な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。			33 <del>x</del>
〇 特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん及び要請又は調整に対し、できる限り協力しなけ	【従】	では離	40条
ればならない。	L1XE J		40 <del>*</del>
〇 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。	【参】	島項目	41条
〇 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適	F/243	はなし)	42条
切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。)	【従】		42 采
〇 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支			
援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。(ただし離島その他の地域であって、	【従】		42条
連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。)			

	委任の	当市の	当市該
·····································	種類	方針	当条文
○ 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施 設等との密接な連携に努めるものとする。	【参】		42条
○ 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払 いを受けるものとする。	【従】		43条
○ 当該特定地域型保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該 特定教育・保育に要する費用として見込まれる額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲 内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。	【従】		43条
<ul> <li>○ また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul>	【従】	国基準のの	43条
○ 特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、かかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から 受けることができる。	【従】		43条
○ 特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	【従】		43条
○ 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	【従】		44条
○ 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、 改善を図るよう努めなければならない。	【参】		45条
○ 特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	【参】		46条

項目	委任の	当市の	当市該
项 目 	種類	方針	当条文
① 事業の目的及び運営の方針			
② 提供する特定地域型保育の内容			
③ 職員の職種、員数及び職務の内容			
④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日			
⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額			
⑥利用定員			
⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項			
⑧ 緊急時等における対応方法			
⑨ 非常災害対策			
⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項			
⑪ その他重要事項			
〇 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなけ	【参】		47条
ればならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		国基準	47 未
〇 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提	【参】	のとお	48条
供を行ってはならない。		り	40 未
〇 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	【参】		49条
(Ⅲ)特例地域型保育給付費に関する基準			
〇 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、			
特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守す	【従】		51条
ること			
〇 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法		国基準	
第 19 条第 1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を	【従】	のとお	52条
提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。		り	
〇 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対			
し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守	【従】		52条
しなければならない。			
' ' -			

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案】

	委任の	当市の	当市該
·····································	種類	方針	当条文
〇 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法		国基準	
第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を	【従】	のとお	52条
提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。		り	
(3) その他			
〇 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受	F (2+1		附則
け取りの際に市の同意を得ることを要件とする。	【従】		2条
〇 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を	F/2+3		附則
受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	【従】	国基準	2条
〇 小規模保育事業 C 型にあっては、この府令の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間の利用定員は、6	F/2+3	- のとお	附則
人以上 15 人以下とする。	【従】		4条
〇 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施	F/2+3	1	附則
設の確保を要しない。	【従】		5条
施行期日		'	
フドナーフ森才士揺けの物にの口とする			附則
子ども・子育て支援法の施行の日とする。 			1条